

## (44) 自動車急発進抑制装置設置補助金

【担当部署】 総務課防災安全係  
【電話番号】 0167-44-2122

【窓口の場所】 役場庁舎 2階

【ホームページアドレス】

### 【補助金の内容】

- ・高齢運転者の交通事故防止、交通事故時の被害軽減及び高齢者の交通手段を確保するため、自動車急発進抑制装置の購入及び設置費の一部を補助する。
- ※補助対象となるのは国土交通省が認定した自動車への後付けの急発進抑制装置です。

### 【補助対象者】

- ①中富良野町内に住所を有する自動車運転免許保有者で、装置（中古品は除く。）の取付けを行った日に満70歳以上であること。
- ②町税等の滞納がないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員でないこと。

### 【対象自動車】

- ①道路運送車両法(昭和26年法律第185号。)第60条第1項の規定により交付される自動車検査証(自動車検査証)に記載されている使用者が補助対象者と同一であること。
- ②自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が中富良野町内であること。
- ③リース及びレンタルの自動車ではないこと。
- ④自動車整備工場等において装置の取付けを行う自動車であること。
- ⑤装置の取付け後、1年間以上使用すること。
- ⑥その他町長が特別な理由があると認めるとき。

### 【補助金額】

- ・限度額 20,000 円
- ・本補助金以外の補助金、助成金等の適用がある場合は、装置の取付けに要する費用から当該補助金、助成金等を控除した額に対し、補助を行う。
- ・補助金の交付は、補助対象者 1 人につき 1 回限りとする。

【実施期間】 令和3年度～

### 【申請に必要なもの】

- ・申請書類 ・取付け装置の品名、品番等が記載された書類 ・装置取付けの領収明細書
- ・自動車検査証の写し ・自動車運転免許証の写し ・補助金交付決定書の写し（本補助金以外の補助金、助成金等の適用がある場合に限る。） ・その他町長が必要と認める書類